

アジア系住民に対する犯罪被害に遭わないための注意点について

○アジア系住民に対する犯罪被害に遭わないための注意点についてお知らせします。参考になさってください。

1 3月29日(月)午前11時40分頃、マンハッタン西43番ストリートを歩いていた65歳のアジア系女性が男から蹴り倒され、頭部を踏みつけられる等の激しい暴行を受けました。その後、犯人は逮捕されております。

同じく29日の早朝、ブルックリンからマンハッタンに向かう地下鉄車内でアジア系の男性が別の男から一方的に殴られ、首を絞められて意識を失う様子が撮影されたビデオがソーシャルメディアに投稿されています。

報道によれば、NYPDのヘイトクライム特別捜査班は現在までに30件以上のアジア系住民に対する事件を捜査しているとのこと。

2 このような、アジア系住民に対する犯罪被害に遭わないための注意点として、NYPD警察官から次のとおりアドバイスを頂きましたので、参考にしてください。

- ・アジア系住民を狙った犯罪が増えているので、外出時は可能な限り、一人ではなく、複数人で行動する。
- ・コロナ禍以降、暴力事件等が発生しても感染への恐怖から周囲の支援が得られない可能性がある。
- ・地下鉄は可能な限り避け、バスの利用を推奨する（シティバイク等も有効な移動手段）。
- ・地下鉄を利用する際は、ホーム中央付近に設置されているMTAサインボード等の近くで待つようにする（線路突き落とし事案防止、犯人から逃げる際の障壁として利用可能）。
- ・MTAサインボードが近くに無い場合は、壁際やMTA職員から見通せる場所で待つ。
- ・駅構内に交番があるときは、警察官の所在を確認してその近くで待つ。
- ・可能な限り車掌が乗っている車両を選んで乗車する。ドアを叩くことで車内の異常を伝えることができ、車掌の通報で早期対応が見込まれる。
- ・公共交通機関利用中には、周囲の状況把握ができないおそれがあるので、けっして携帯電話の画面を注視しないこと。

3 安全対策の参考として当館ホームページには「ニューヨーク安全マニュアル」

(<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/j5/index.html>) を掲載しています。同マニュアルの「事件や事故に巻き込まれたら」(https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/j5/nyanzen-manual_2019.pdf) には、以下のとおり緊急時の連絡先等を記載しておりますのでご活用ください。

- ・警察・消防・救急は全て「911」です

緊急時には「911」をダイヤルし（公衆電話ではコイン不要）、オペレーターに緊急事態の場所と内容（警察・消防・病院の別）を告げます。英語で説明できない時には「ジャパニーズ・プリーズ」と告げれば、日本語通訳サービスを介しての通話が可能です。緊急時以外には、「911」ではなく管轄の警察署へ直接連絡しましょう。

・総領事館への通報

思わぬ事態に遭遇しお困りの方は、総領事館の「邦人援護担当官」へご連絡ください。週末・休日は緊急時のための24時間対応可能な電話システム（日本語オペレーター対応）も導入しています。

在ニューヨーク総領事館

電話：1-212-371-8222

弁護士、通訳に関する情報は、下記リンクからご覧になれます。

○弁護士情報：http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/l/bengoshi_list.html

○通訳者情報：http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/en/o/q2_list.html

昨年9月15日付の領事メールで、「外出時等の安全対策に関する注意点について」(<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/files/100094083.pdf>)をお知らせいたしておりますので併せてご活用ください。万が一、犯罪被害に遭われた場合には、警察に被害を届け出るとともに、当館にも通報いただくよう重ねてお願い致します。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスまたは「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](#)、18th Floor、New York、NY 10171

[TEL:\(212\)-371-8222](tel:(212)-371-8222)

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きを行ってください。

（変更）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

（停止）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、他国（州）へ転居された方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出願います。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

